



(財)財務会計基準機構会員

PRESS RELEASE

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号
株式会社ア ク セ ル
代表取締役社長 佐々木 譲
(コード番号 6730 東証第 2 部)
問い合わせ先
取締役 管理グループ 千代 進 弘
ゼネラルマネージャー
電 話 03-5298-1670

株式の分割及び単元株制度の採用に関するお知らせ 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、株式の分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 21 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、株式の分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 21 年 6 月 21 日開催予定の第 14 期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割

(1) 分割の方法

平成 21 年 6 月 30 日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

平成 21 年 6 月 30 日（火曜日）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

(3) 株式分割日程

基準日公告日 平成 21 年 5 月 20 日（水曜日）

基準日 平成 21 年 6 月 30 日（火曜日）

効力発生日 平成 21 年 7 月 1 日（水曜日）

(注) 上記株式分割及び下記「3. 単元株制度の採用」に伴い、当社株式は平成 21 年 6 月 25 日（木曜日）から同 30 日（火曜日）まで、東京証券取引所において売買停止となります。

<参考>

分割により増加する株式数につきましては、本取締役会決議日から株式分割基準日までの間に新株予約権の権利行使により発行済株式総数が増加する可能性があるため、具体的な数字は記載しておりません。平成 21 年 3 月 31 日を基準日として株式分割により増加する株式数を試算すると以下のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	125,700 株
今回分割により増加する株式数	12,444,300 株
株式分割後の当社発行済株式総数	12,570,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	23,112,000 株

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割」の効力発生日である平成 21 年 7 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 21 年 7 月 1 日（水曜日）

（ご参考）上記の単元株制度の採用に伴い、平成 21 年 7 月 1 日（水曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更いたします。

4. 当事業年度の配当について

今回当社普通株式 1 株を 100 株に分割することに伴い、平成 21 年 4 月 28 日に発表いたしました「平成 21 年 3 月期決算短信（非連結）」記載の平成 22 年 3 月期の配当予想につきましては、1 株当たり 16,000 円（中間、期末各 8,000 円）から 100 分の 1 の 160 円（中間、期末各 80 円）といたします。

なお、本配当予想の修正は、株式分割に伴う発行済株式総数の増加による修正であり、配当総額を修正するものではありません。

5. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - a. 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - b. 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - c. 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ②. 株主各位をはじめとする投資家の利便性を向上させ、中長期的に当社株式の流動性を向上させるため、株式の分割の実施及び単元株制度の採用に係る所要の変更を次のとおり行うものであります。株式の分割及び単元株制度の採用を同時に行うことにより、株主の権利についての実質的な変更は

ありません。

なお、株式の分割につきましては、本株主総会で単元株制度の採用（1単元の株式の数を100株とする）及び発行可能株式総数の変更（発行可能株式総数を22,880,880株増加させて23,112,000株とする）等の定款一部変更が承認可決されることを条件に、平成21年7月1日をもって、普通株式1株を100株に分割することを、平成21年5月19日開催の取締役会において決議しております。

- a. 株式の分割に伴い、株式の分割の割合にあわせ、当社の発行可能株式総数を現行の231,120株から22,880,880株増加させて23,112,000株に変更するものであります。
- b. 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、当社の単元株式数を100株とする旨を定めるものであります。
- c. 単元株制度の採用に併せて、単元未満株式の買増制度を導入するものであります。
- d. 単元株制度の採用に伴い、単元未満株式を有する株主の権利を定めるものであります。
- e. 単元株制度の採用に係る定款変更の効力発生日について、平成21年5月19日開催の取締役会決議に基づく株式の分割が効力を発生する平成21年7月1日とし、同日を効力発生日とする附則を定めるものであります。

③. その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>231,120株</u> とする。 (新設)	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>23,112,000株</u> とする。 (単元株式数)
第6条 (条文省略)	第6条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
(株券の発行)	第7条 (現行どおり) (削除)
第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> (新設)	(単元未満株主の売渡請求)
(株主名簿管理人)	第8条 <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当社に請求することができる。</u>
第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	(単元未満株主の権利制限)
	第9条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> 3 <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4 <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u>
	(株主名簿管理人)
	第10条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>第11条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 第5条の変更、ならびに第6条、第8条、及び第9条の新設の効力発生日は、平成21年7月1日とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 本附則第1条及び本条は、平成21年7月2日をもってこれを削除する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第4条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5条 本附則第3条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

(注) 上記に記載されていない条項については変更ありません。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 平成21年6月21日（日曜日）

定款一部変更の効力発生日 平成21年6月21日（日曜日）

以上